平成26年12月定例会の審議結果

賛成・・・○　反対・・・×

| 区分 | 議案番号 | 案件名 | 議案の説明 | 補正前（千円） | 補正額（千円） | 補正後（千円） | 委員会の状況 | | 本会議での結果 | | |

| 区分 | 議案番号 | 案件名 | 議案の説明 | 補正前（千円） | 補正額（千円） | 補正後（千円） | 委員会の状況 | | 本会議での結果 | | |

平成26年12月定例会の審議結果

賛成・・・○　反対・・・×

区分	議案番号	案件名	委員会の状況		本会議での結果																																									
					討論		採決																																								
							会派新生														公明党					結				共産党			無所属							議決年月日	議決結果
			審査する委員会名	委員会の審査結果	討論の有無	討論の内容	雲坂衛	吉野恭介	星見健蔵	魚崎勇	横山明	西村紳一郎	岡田信俊	寺坂寛夫	砂田典男	山田延孝	金谷洋治	下村佳弘	房安光	上杉栄一	前田伸一	石田憲太郎	平野真理子	桑田達也	田村繁巳	勝田鮮二	米村京子	橋尾泰博	上田孝春	岩永安子	伊藤幾子	角谷敏男	足立考史	太田縁	椋田昇一	秋山智博	長坂則翁	吉田博幸		
＜議員提出議案＞																																															
その他（1件）	12	鳥取市役所本庁舎の耐震改修促進決議の提出について	（委員会付託省略）		有	別紙のとおり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	議長	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	平成26年12月26日	否決（賛成少数）
意見書（3件）	13	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書の提出について	（委員会付託省略）		無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成26年12月26日	原案可決（全会一致）
	14	CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書	（委員会付託省略）		無		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	平成26年12月26日	原案可決（全会一致）
	15	地域の中小企業振興策を求める意見書	（委員会付託省略）		有	別紙のとおり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	平成26年12月26日	原案可決（賛成多数）

平成26年12月定例会の審議結果

受理年月日	受理番号	件　名	提出者	委員会の状況		
				審査する委員会名	委員会の審査結果	理由
＜陳情＞						
平成26年10月3日	平成26年陳情第13号	鳥取駅における大手書店誘致を求める陳情	未来をぼくらの手で グループリーダー　冨井　篤弥	文教経済委員会	不採択 （賛成なし）	本市議会及び本市が取り組む内容と考えられないため
平成26年10月6日	平成26年陳情第14号	横田めぐみさん拉致事件に関する陳情	日本軍海兵隊 片木　豊	※陳情第14号については、委員会送付せず議員配布のみ		
平成26年11月26日	平成26年陳情第15号	人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める意見書提出を求める陳情	在日本大韓民国民団鳥取県地方本部 団長　薛　幸夫	総務企画委員会	継続審査	さらに調査・研究を要すると認められるため

＜議員提案の議案について＞

別　紙

勝田　鮮二議員	議員提出議案第１２号　鳥取市役所本庁舎の耐震改修促進決議の提出について（賛成）
	（討論の要旨） 市民からの「住民投票」直接請求を数の力で退け、議会が自ら提案した住民投票案を瑕疵が無いとしながら、提案した内容では実現不可能とし市民にとって理解不能な結論を導き出した。この度の決議案、住民投票、民意にそって事業を進めるべきであるという当たり前を多くの市民や子供たちに教えを説く大人として、この決議案に反対する理由を見つけだすことが出来ない。よって、この決議案に賛成し、鳥取市に民主政治の希望がある事を市民に証明したいと考える。
伊藤　幾子議員	議員提出議案第１５号　地域の中小企業振興策を求める意見書の提出について（賛成）
	（討論の要旨） 中小企業は日本経済の根幹であり、安倍自公政権がすすめてきたアベノミクスや消費税の増税、円安による原材料費や燃料費の値上がりで経営が圧迫されている地域の中小企業を守る振興策が必要であることに異論はない。 しかし、過疎の町や周辺部を都市の集約と称して切り捨てる地方創生が前提では、中小企業の振興にはならず、１０％への消費税増税を中止することが先決である。あわせて、中小企業に対する国の対策費を引き上げることが求められていると考える。

＜市長提案の議案について＞

岩永　安子議員	議案第１４０号　鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業に係る人員等に関する基準を定める条例の制定について（反対）
	（討論の要旨） 条文４条にある、第１号被保険者の数がおおむね３０００人以上６０００人未満ごとに置くべき保健師・社会福祉士・主任介護専門員の人員基準が各１人とあまりに低い内容となっており、この条例が今後、地域包括支援センターの職員配置をしばるものになるのではないかと懸念される。 地域包括ケアシステムの要をなす地域包括支援センターの職員配置数は重要であり、本条例を制定する考え方として示されている本市の実情に省令と異なる、あるいは上回る基準とすべき実情・特殊性はないというのはいかがなものかと考える。本市においては上回る基準とすべき事情・特殊性があると考える。
寺坂　寛夫議員	議案第１４０号　鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業に係る人員等に関する基準を定める条例の制定について（賛成）
	（討論の要旨） 介護保険法が一部改正されたことに伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員に関する基準を定めたものであり、この条例の第４条の人員に関する基準は、国の定めている基準の最低限のおくべき人員であり、他都市の同条例の内容についても同じ考え方である。 現在、本市においての５つの包括支援センターがあるが、どのセンターも配置人員が基準以上の人員で取り組まれ、職員が連携し協働して包括的支援事業の強化を図っている。

米村　京子議員	議案第１７１号　鳥取市役所の位置を定める条例の制定について（反対）
	（討論の要旨） 竹内前市長は、直前の市長選で市民に問うことなく、市庁舎の新築移転の方針を打ち出し、これに対し、１００億円を超える多額の経費投入に対して「もったいない」なぜ「新築移転なのか」と多くの市民から疑問の声があがり、「市庁舎新築移転を問う市民の会」が発足し、住民投票を求める運動と発展した。 住民投票の結果は耐震改修一部増築案への賛成が６０％を超え、前市長は住民投票の結果を尊重すると言いながら、無責任にも一切動こうともせず、議会に丸投げした。 深澤市長は、新築移転は正しい選択で、孫子の代までつけは残さないと言われたが、合併特例債の活用は一見いいように見えるが、国にとっては不利な財政支出で、そのつけは地方自治体や国民全体にまわり、福祉の削減や年金支給額に影響する恐れもある。 本日の議決結果によっては、「住民投票の結果を否定した唯一の自治体」として鳥取市は不名誉な汚点を残すことになる。住民投票の結果を尊重し、市民による市民のための鳥取市であってほしい。
上杉　栄一議員	議案第１７１号　鳥取市役所の位置を定める条例の制定について（賛成）
	（討論の要旨） 市庁舎建設の財源の核となる「合併特例債」の活用期限を考慮すれば市庁舎建設は「待ったなし」であり早急に方向性を定めていくべきである。１１月の市議会議員選挙で市庁舎問題については自らのスタンスを明らかにしており、市民の信任を得て議席をいただいた議員の意思は直近の民意であり市民の合意形成に符号するものと考える。中核市に向けて県から移譲される事務移譲が進められており、地方創生の根拠となる本市においても新たな市庁舎の建設を旧市立病院跡地へ早急に推進すべきと考える。
太田　縁議員	議案第１７１号　鳥取市役所の位置を定める条例の制定について（反対）
	（討論の要旨） 鳥取では昭和5年の都市計画区域の決定以降、18年の鳥取地震、27年の火災復興を期に、都市計画が一段と進められ、長い時をかけて「都市計画決定」を実施した。都市計画は、町を住みやすく機能的かつ安全にするための計画で、地区に応じて建てられる、または、建てられない建物の種類と規模を制限する用途地域を決めている。現庁本舎のある場所は、平成８年、都市計画法12条の５に基づき　尚徳地区・地区計画が、決定されている。本市は、防災計画により、若桜街道と、それに直交する片原・大工町通へは拡幅されている。現本庁舎は、このふたつ通りが、交差する位置にあり、都市防災の要（かなめ）に位置付けられ、若桜街道は、県庁から駅まで、防火遮断帯としており、駅北側は「準防火地域」としており、防災に対する備えを完備している地域である。 平成26年8月、都市再生特別措置法に基づき「立地適正化計画制度」が生まれた。これは、拡散している都市を「公共交通ネットワーク」と「コンパクトまちづくり」の概念を連携させて　コンパクトに再編する支援策で、合併して市域が拡大した鳥取市においては、市庁舎を移転するより、公共交通を充実させることが喫緊の課題であり、移転を強行すれば、空洞化し、住みにくいまちになってしまう。 また、本庁舎はコンクリート施工が良く、この診断結果に、コンクリート強度は「良好」と示されているにも関わらず、コンクリートは劣化しているがごとく説明している。市長は、「議論は尽くした」「住民への丁寧な説明」「時間がない」と述べているが、歴史的資料に基づく詳細な調査研究や、科学的データによる分析がなされていないため、根拠を示すことができず堂々巡りの議論に陥っている。旧市立病院跡地は、防災、特に防災拠点には適しておらず、災害が多発している今日、インフラ整備の検討が不十分で、むしろ危険な計画であり、すべてにおいて現在地が最適だと考える。

石田　憲太郎議員	議案第１７１号　鳥取市役所の位置を定める条例の制定について（賛成）
	（討論の要旨） 第４次特別委員会では、将来にわたる庁舎のあり方について、委員全員が合意した５つの基本方針に基づき議論した結果、本庁舎は市立病院跡地へ「新築移転すべき」であるとの結論をそれぞれ示してきた。今定例会において、条例否決後における市民説明のあり方や、合意形成の努力を市当局に糾す質問があったが、それ以前に条例否決した議員諸氏自身が、その責任において、９月定例会以降、どのように確かな対案を市民に示されたのだろうか。合併特例債の使用期限を踏まえれば、執行部と議会がともに市民の合意形成を成しゆくためには、現状において「新築移転」しかないと考える。 これ以上後戻りすることや、実現困難な耐震改修案の議論に執着し、市民生活を置き去りにした堂々巡りを繰り返してはならない。
角谷　敏夫議員	議案第１７１号　鳥取市役所の位置を定める条例の制定について（反対）
	（討論の要旨） 私たちは、市当局の姿勢や議会の進め方に対して結果を尊重し、耐震改修を基本とする案を選択した市民の思いと声や、大学などの市民の意識調査を、正確に受け止めて示し、耐震改修の実施を幾度となく迫ってきた。今回、９月議会で否決された新築移転に必要な位置条例案が、提案されているが、この条例案に強く反対する。 まず、現市庁舎は使用年数を６５年と試算するが、建て替えが必要だという偽りを前提にしており、市当局は６５年が建物の寿命ではないことを認めた。市当局は６５年の間でどの程度使用期間が延びるかも、調査検討を全くしていない。また、近くの県庁が１００年間の使用することを目標にして耐震改修している事実を踏まえれば、市長が「建物の躯体、設備・老朽化、求められる機能などを踏まえて総合的に判断した」といくら説明しても、新築移転を有利に進めるためであり、市民をごまかすものである。 防災拠点と位置づけている新築移転の庁舎は敷地スペースの液状化対策、防災拠点の機能の発揮にふさわしいアクセス道路をはじめとする周辺環境整備など、どれだけ税金投入が必要なのかわからず、事業費が大幅に膨らむことが考えられる。この３カ月、市民への丁寧な説明はほとんどされていない。答弁でもわずか出前説明会１４カ所で１１１名であり、ほとんど自治会関係である。新築移転反対の声が特に多い現在地周辺の市民になんの取り組みもなく、これは全く不誠実である。市長選挙での市庁舎問題の民意を汲み取って、耐震改修をすすめるどころか、この３カ月間、議会も１人の賛成者の確保に時間を費やしただけで、住民投票を無視する市民不在の態度は断じて認められない。
秋山　智博議員	議案第１７１号　鳥取市役所の位置を定める条例の制定について（賛成）
	（討論の要旨） 長きにわたっての膠着状態は、鳥取市政にとって失われた５年といえる。選挙戦では新築賛成や反対、住民投票の結果を尊重すべき、住民投票で示された改築案に誤りがあった、早く結論をだすべきなどの意見があった。私案は駅南庁舎のフル活用をメインとした整備計画であったが、課題があることがわかり両案を比較検討した。さまざまな点において認識の違いや議論の食い違いを強く感じ未解決が続くことを危惧した。この１カ月、多くの市民や団体と意見交換したり、新築・耐震改修をした自治体の訪問、５０年前の建設時の振り返り、市長からは市民に新たな負担をかけない、政治生命をかけるとの表明もあった。これらを踏まえ、市庁舎に必要な機能、財政、まちづくりなどの観点で熟慮した結果、新築移転が望ましいと判断した。長きにわたる相違を乗り越え、一つになって夢と希望のもてる鳥取市をつくるため前進するときである。従って、旧市立病院跡地を本庁舎の位置とさだめる「位置条例」に賛成する。